

# アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型) 為替ヘッジなしコース

追加型投信／海外／債券



当ファンドは、主として債券等の値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

お申込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をよくご覧ください。

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご提供は

設定・運用は



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

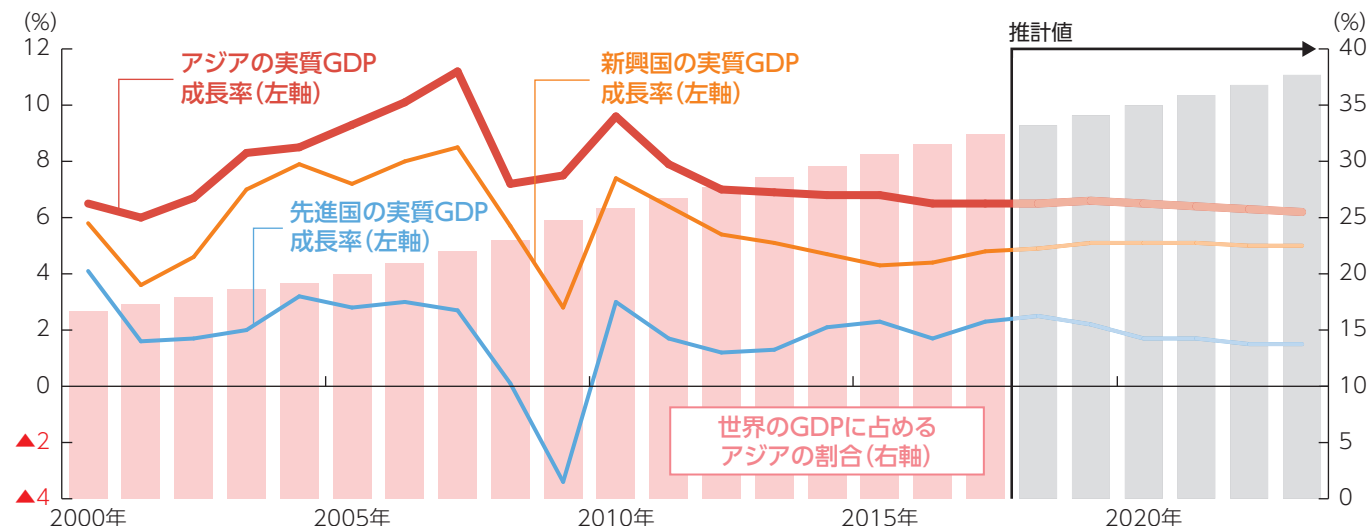
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
加入協会／一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会



## 高成長が続くアジア経済

- アジアは先進国や新興国を上回る経済成長を続けています。世界のGDPに占める割合も3割を超えるまで伸びており、今後も拡大が予想されています。

実質GDP成長率と世界のGDPに占めるアジアの構成比推移 (2000年~2023年)

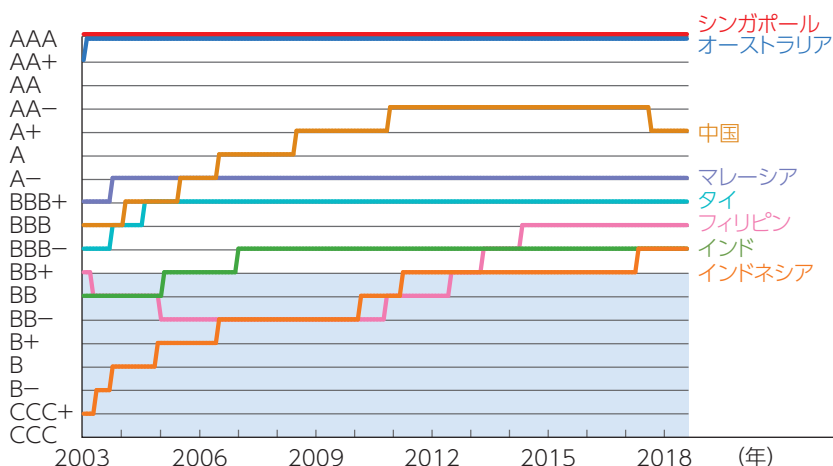


出所) [IMF World Economic Outlook Database, April 2018]より作成。2018年以降は推計値データ含む。  
 ※アジアはIMF定義による[Emerging and developing Asia] (IMFが先進国と定義する日本、韓国、台湾、香港、マカオ、シンガポールを除くアジア)、その他の地域はIMFの定義\*に基づきます。  
 \*世界=193カ国、先進国=アメリカ・オーストラリア・日本など39カ国、新興国=ブラジル・ロシア・中国など154カ国。  
 ※世界のGDPに占めるアジアの割合は各国・地域の物価水準を勘案した為替レート(国際ドル)で換算した購買力平価ベース。

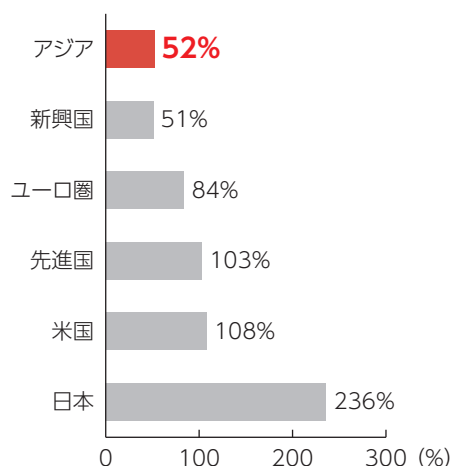
## アジアの健全性

- アジアは他の諸外国に比べて政府債務残高比率が低く、格付も概ね改善傾向にあります。

アジア各国の格付\*推移 ※外債建長期債務格付



政府債務残高GDP比 (2018年、IMF推計値)



左グラフ出所) 日興アセットマネジメント アジア リミテッド提供資料(格付はS&Pによる)より作成。期間:2003年1月末~2018年8月末。対象国:アジア地域(IMF[Emerging and developing Asia])の2016年におけるGDP上位6カ国およびシンガポール・オーストラリア。  
 右グラフ出所) [IMF World Economic Outlook Database, April 2018]より作成。  
 ※アジアはIMF定義による[Emerging and developing Asia] (IMFが先進国と定義する日本、韓国、台湾、香港、マカオ、シンガポールを除くアジア)、その他の地域はIMFの定義\*に基づきます。  
 \*世界=193カ国、先進国=アメリカ・オーストラリア・日本など39カ国、ユーロ圏=19カ国、新興国=ブラジル・ロシア・中国など154カ国。

上記は作成時点において過去の実績などを示したものであり、将来の成果等をお約束するものではありません。

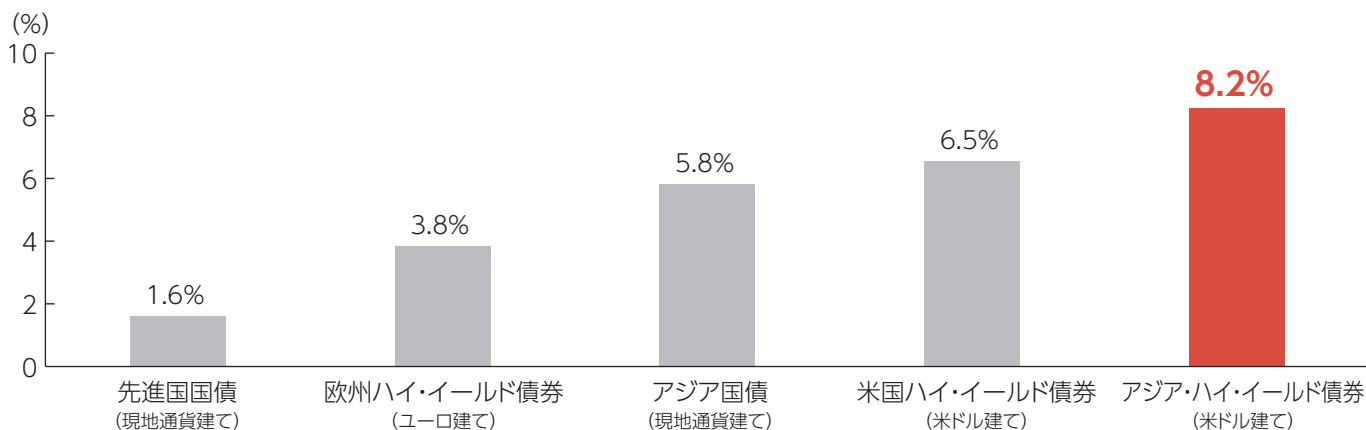
# ポイント 2 アジアの成長を債券で享受

## 相対的に高い利回り

- アジアのハイ・イールド債券(米ドル建て等)\*を実質的な主要投資対象にすることで、相対的に高い利回りの獲得を目指します。

\*ハイ・イールド債券とは、格付機関によってBB格以下に格付される債券を表します。信用力が低いためリスクが高く、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

各債券の利回り比較 (2018年8月末現在)



出所) Bloombergより作成。

先進国国債: FTSE世界国債インデックス / 欧州ハイ・イールド債券: ICE BofAML・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス / アジア国債: JPモルガン GBI-EM Broad Asia インデックス / 米国ハイ・イールド債券: ICE BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス / アジア・ハイ・イールド債券: JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス (BB格以下・社債)

## 相対的に低いアジアのデフォルト率

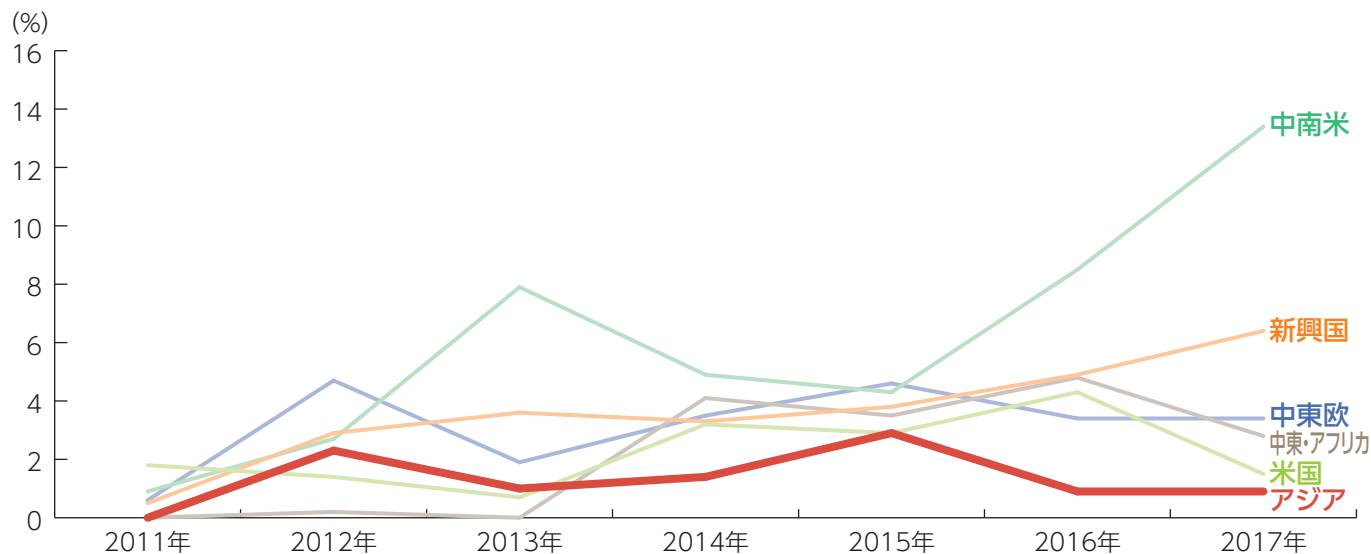
- アジア地域が他の地域よりも比較的高い成長率を維持していることを背景に、アジア・ハイ・イールド債券のデフォルト率は相対的に低水準で推移しています。

\*アジア地域には、新興国のため経済的基盤が弱く、カントリーリスクの高い国も含まれます。

発行体の格付	格上げ	格下げ
基準価額	上昇要因 ↑	下落要因 ↓

\*上図は一般的な傾向を述べたものであり、常にこのような状況になることを保証するものではありません。

アジア地域と世界各地域のハイ・イールド債券のデフォルト率 (2011年~2017年)



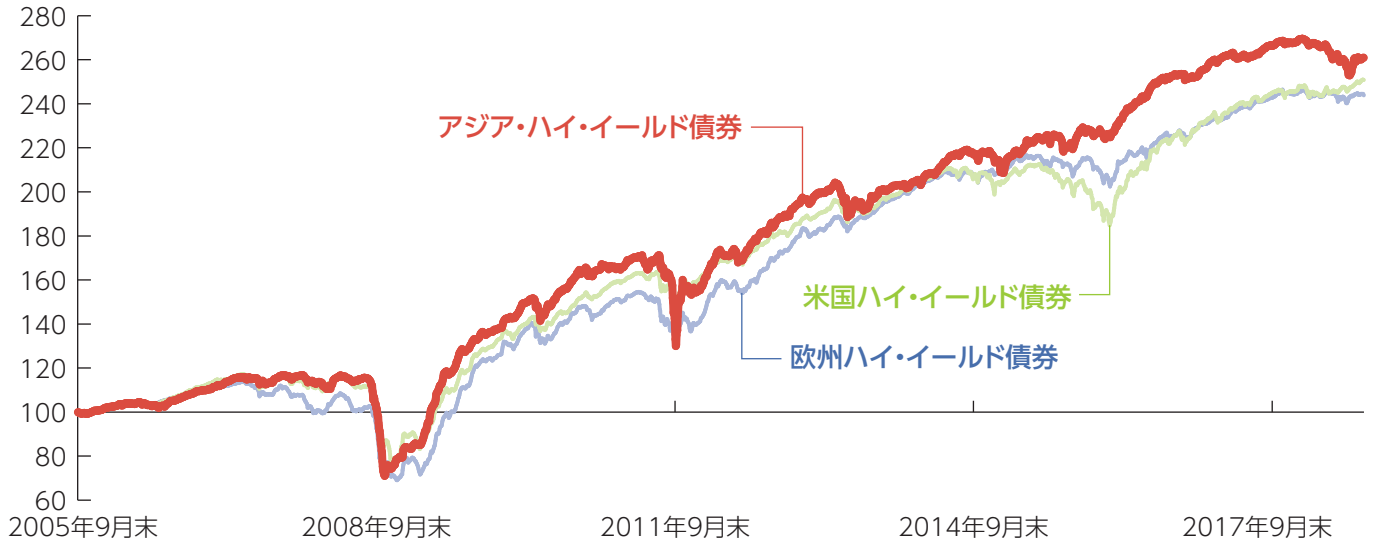
出所) 日興アセットマネジメント アジア リミテッド提供資料より作成。

上記は作成時点において過去の実績などを示したものであり、将来の成果等をお約束するものではありません。

## 堅調なパフォーマンス

■アジア・ハイ・イールド債券は概ね堅調な推移を続けてきました。

ハイ・イールド債券指数の推移 (2005年9月末～2018年8月末)



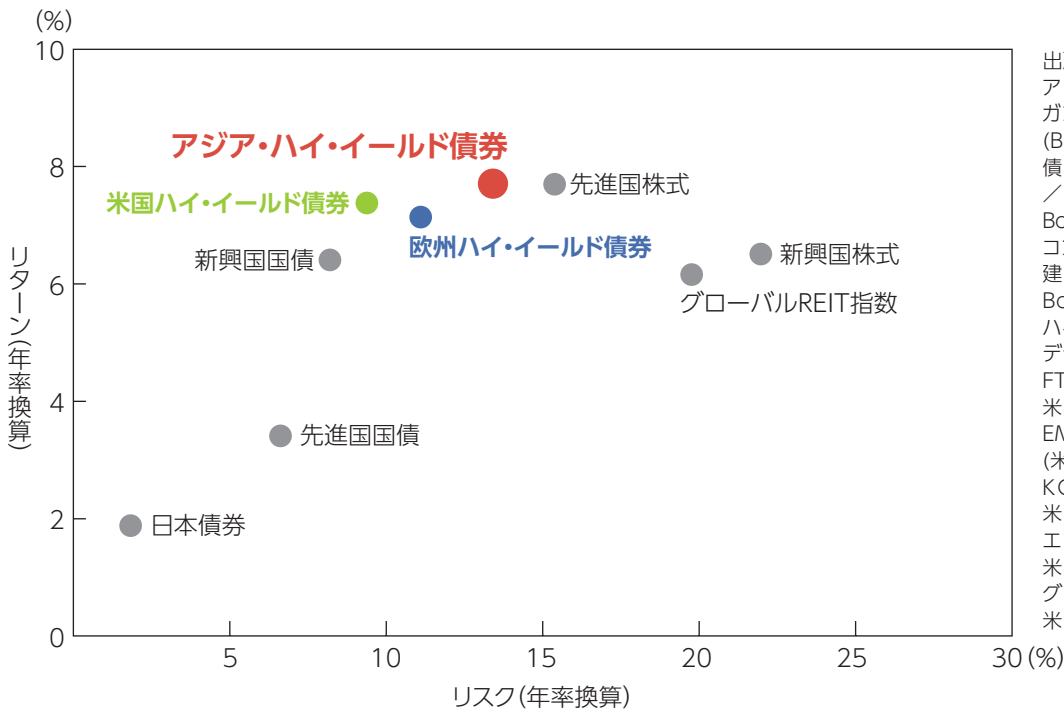
出所) Bloombergより作成。 ※2005年9月末を100として指数化

アジア・ハイ・イールド債券: JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(BB格以下・社債、米ドル建て) / 米国ハイ・イールド債券: ICE BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(米ドル建て) / 欧州ハイ・イールド債券: ICE BofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(ユーロ建て)

## 相対的に良好なリスク・リターン

■他資産と比較して概ね良好なリスク・リターンとなっています。

主要資産のリスク・リターンの比較 (2005年9月末～2018年8月末)



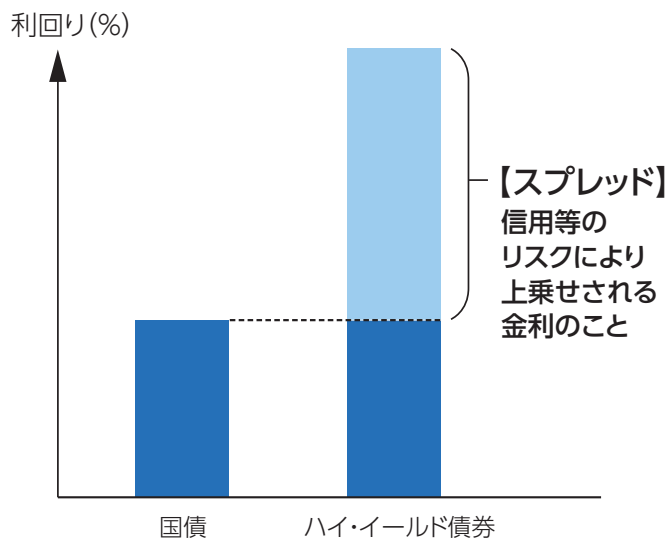
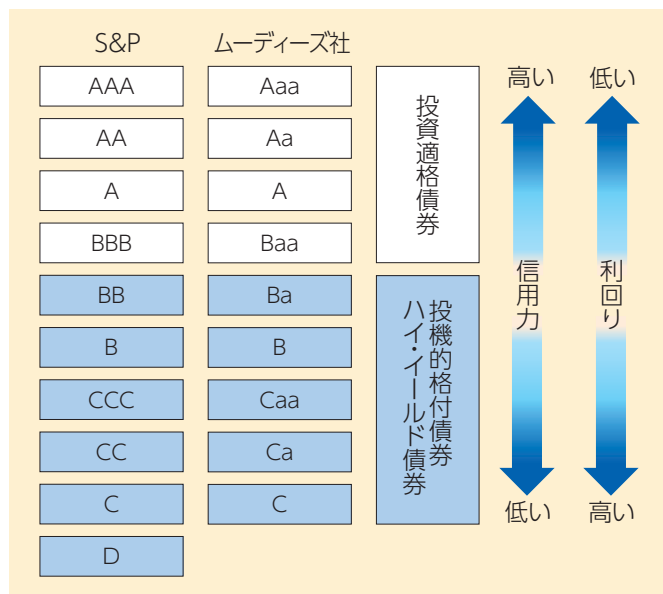
出所) Bloombergより作成。  
 アジア・ハイ・イールド債券: JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(BB格以下・社債、米ドル建て) / 日本債券: 野村BPI-Total指数(円建て) / 米国ハイ・イールド債券: ICE BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(米ドル建て) / 欧州ハイ・イールド債券: ICE BofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(ユーロ建て) / 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドル建て) / 新興国債: JPモルガン EMBI Global Total Return Index (米ドル建て) / 先進国株式: MSCI KOKUSAI(除く日本、配当込み、米ドル建て) / 新興国株式: MSCI エマージングマーケット(配当込み、米ドル建て) / グローバルREIT: S&P グローバルREIT指数(配当込み、米ドル建て)

上記は作成時点において過去の実績などを示したものであり、将来の成果等をお約束するものではありません。

# 〈ご参考〉

## ハイ・イールド債券は、なぜ利回りが高いの？

ハイ(High=高い)・イールド(Yield=利回り)債券とは、一般的に格付の低い(格付機関による格付がBB格以下)債券を指します。投資適格債(BBB格相当以上)に比べ、元本の償還や利払いが定められた通りに行われない等のリスク(信用リスク)が高くなります。このように、信用リスクが高い分、上乗せ金利(スプレッド)があり、一般的に利回りが高くなります。



※上記は国債とハイ・イールド債券のスプレッドについて説明するためのイメージであり、常にこのような状態になることを保証するものではありません。

## 為替差益の期待

■米ドルが対円で上昇した場合(円安米ドル高)には基準価額の上昇要因となり為替差益が期待されます。一方、円高米ドル安となった場合には基準価額の下落要因となります。

米ドル/円レートの推移 (2005年9月末～2018年8月末)



出所) Bloombergより作成。

※上記は一般的な傾向を述べたものであり、常にこのような状態になることを保証するものではありません。

上記は作成時点において過去の実績などを示したものであり、将来の成果等をお約束するものではありません。

# ファンドの特色

1

**主として日本を除くアジア(オセアニアを含む)<sup>※1</sup>のハイ・イールド債券(米ドル建て等)<sup>※2</sup>を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。**

※1 「中国・香港・インドネシア・インド・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・台湾・オーストラリア等」が主な投資対象国となります。

※2 ハイ・イールド債券とは、格付機関によってBB格以下に格付される債券を表します。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

■ **ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。**

- ・「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」<sup>※</sup>および「マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。
- ・原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」への投資比率を高位に保ちます。
- ・「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」の運用は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが行います。

※「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」は、アジアのハイ・イールド債券(米ドル建て等)に為替ヘッジを行わないクラスの名称です。

**日興アセット  
マネジメント  
アジア リミテッド  
について**

- シンガポールを本拠地とする日興アセットマネジメント アジア リミテッドは、シンガポール及び東南アジアにおいて約30年間の資産運用実績を持っています。
  - 運用資産は、約487億シンガポール・ドル(約3兆9,371億円<sup>※</sup>)
- ※運用資産額は、2018年6月末現在の状況を記載しています。1シンガポール・ドル=80.79円で円換算(2018年6月末現在)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については投資信託説明書(交付目論見書)の「主要投資対象の投資信託証券の概要」をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2

**主要投資対象とする投資信託証券の組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。**

3

**原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。**

■ 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

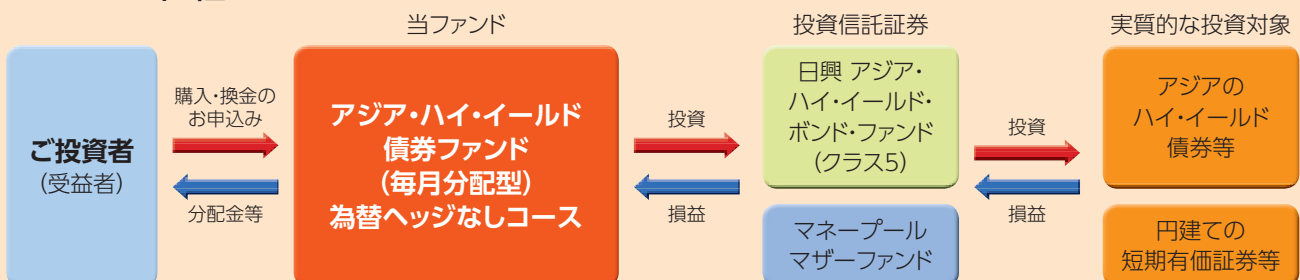
## 《分配の基本方針》

**決算期毎にインカム収入<sup>※</sup>を中心に分配を行うことを目指すファンドです。**

※インカム収入とは、債券の利子収入等をいいます。

- ・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。
- ・投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

## ファンドの仕組み



# 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

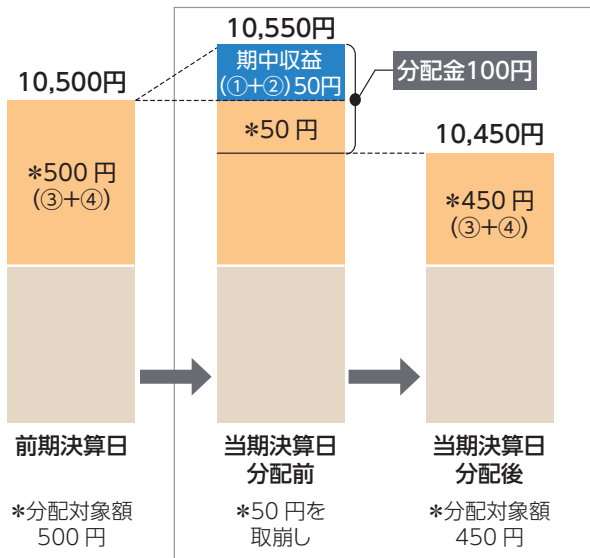
投資信託の純資産

分配金

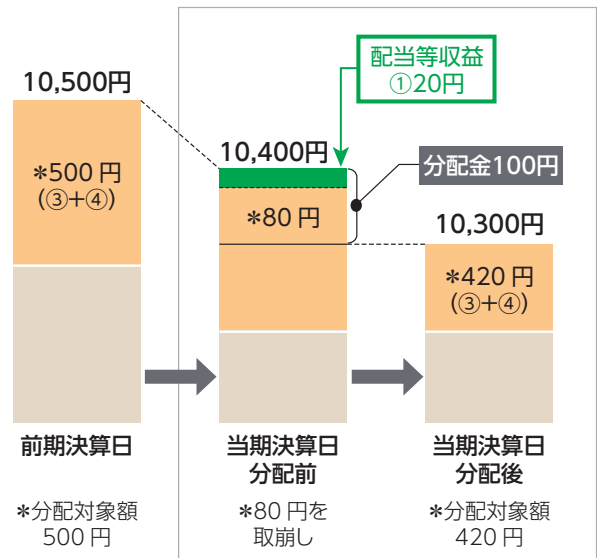
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



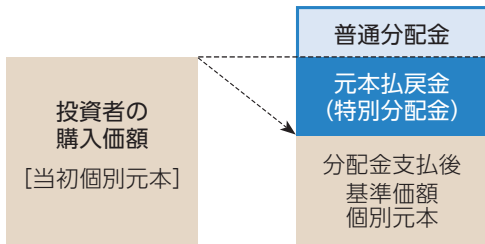
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、以下①～④です。  
 ①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金  
 ※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

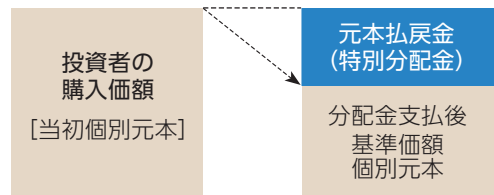
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



**普通分配金** 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。  
**元本払戻金（特別分配金）** 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税は、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



## 当ファンドの主なリスクと留意点

《基準価額の変動要因》 くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

### ◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

## 《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2021年8月10日まで(設定日 2011年10月7日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ※JPモルガンGBI-EM Broad Asia インデックス、JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(BB格以下・社債)、JPモルガンEMBI Global Total Return Indexは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・インクが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。
- ※ICE BofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、ICE BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックスは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社(「ICE Data」)及び/又はその第三者サプライヤーの財産であり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンスされています。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。
- ※野村BPI-Total指数は、野村証券が公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づき構成されたポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。野村BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
- ※MSCI KOKUSAI、MSCIエマージングマーケットは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が開発した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※S&PグローバルREIT指数は、S&P Globalの一部門であるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが発表している指数です。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&PグローバルREIT指数の適格性、正確性、適時性、完全性、データの遅延、及び電子媒体を含む口頭または書面でのコミュニケーションについて保証しません。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、障害、債務、誤り、欠落又は遅延に対する責任を負いません。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的、使用、もしくは損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が得るであろう結果への商品適格性、もしくは適切性の保障に関して、明示的にも暗示的にも保証しません。以上のことに関わらず、いかなる場合においても、間接的、特定の、偶発的、罰則的、あるいは結果的な損害(利益の損失、トレーディング損失、損失時間、のれんを含む)について、仮にそれらの可能性について事前に通知されていたとしても、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことはありません。
- ※「S&P」は、S&P Globalの一部門であるスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC(以下「S&P」)の登録商標です。これらはS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに対して使用許諾が与えられています。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス、ダウ・ジョーンズ、S&P、その関連会社は、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性についていかなる表明をするものではありません。

## お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時手数料	購入価額に <b>3.78% (税抜3.5%) を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。		
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.9936% (税抜0.92%)</b> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	委託会社	年率0.35%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.54%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<b>年率0.77%</b> ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等	
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.7636% (税込・年率)程度</b> となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.9936%(税抜0.92%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.77%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ●監査費用 当ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ●その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>●売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>●保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> </ul>	

\*当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの委託会社およびその他関係法人の概況

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページアドレス: <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a>
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。



損保ジャパン日本興亜  
アセットマネジメント